（議案第67号参考資料）

調布市都市公園条例の一部改正案の概要

調布市　環境部　緑と公園課

1　改正の概要
2　運動施設率に係る法改正の背景
3　都市公園の機能
4　都市公園に設ける施設
5　施設を整備する用地の概要
6　施設整備の考え方
7　条例の改正内容
8　土地利用構想図
9　スケジュール

1　改正の概要

都市公園の性格

都市公園は、「屋外における休息、レクリエーション活動を行う場であり、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな効用を発揮する緑地を確保するとともに、地震等災害時における避難地等としての機能を目的とする施設であることから、公共オープンスペースとしての基本的性格を有するもの」です。

（都市公園法運用指針－抜粋）

条例の改正

この趣旨のもと、調布市都市公園条例第3条の7に公園における運動施設の敷地面積の上限を定めていますが、調布基地跡地留保地を活用して新たに整備する「（仮称）調布市防災・スポーツレクリエーション公園」に限り、**運動施設の敷地面積の上限を緩和**する条例改正を行います。

地域に開かれ市民に親しまれる多機能な
「（仮称）調布市防災・スポーツレクリエーション公園」
を整備します。

2　運動施設率に係る法改正の背景

●改正前

〇都市公園法施行令では、運動施設率（都市公園の運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合）は100分の50を超えてはならないと定められていました。

〇一方で、当該基準により、社会状況等の変化に対応した改修等が困難となる事例も生じていました。

●改正後（運動施設率の参酌基準化　平成29年法改正）

●都市公園法施行令

第8条　一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、100分の50）を超えてはならない。

地域の実情に応じた運動施設整備を可能とするため、運動施設率を参酌基準化し、運動施設率の上限については、市の条例で定めることとなりました。

事例：神奈川県横須賀市（最大70%）、埼玉県川口市（最大75%）、東京都練馬区（最大85%）、府中市（最大75%）など
※上記事例では、公園ごとに異なった上限率を設けているものもあります。

3　都市公園の機能

都市公園における運動施設率は、都市公園が有する市民のレクリエーションや健康づくりの場をはじめ、都市環境の保全、生物多様性、災害時の避難場所や防災拠点など、都市公園の有する多面的な機能を確保するために設けられています。

【機能イメージ】

4　都市公園における公園施設

公園施設とは、都市公園の多面的な機能を発揮するために設けられる施設です。

施　設	施　設　例
公園・広場	園路・広場
修 景 施 設	植栽・芝生・花壇・いけがき・噴水・池・滝・つき山・彫像・灯籠・石組・飛石
休 養 施 設	休憩所・ベンチ・野外卓・ピクニック場・キャンプ場
遊 戯 施 設	ぶらんこ・滑り台・シーソー・ジャングルジム・ラダー・砂場
運 動 施 設	**野球場・陸上競技場・サッカー場・ラグビー場・テニスコート・ゲートボール場**
教 養 施 設	植物園・動物園・水族館・図書館・野外音楽堂・天体気象観測施設・記念碑
便 益 施 設	売店・飲食店・宿泊施設・駐車場・時計台・トイレ・水飲場・手洗場
管 理 施 設	管理事務所・倉庫・詰所・材料置場・照明施設・擁壁・発電施設・雨水貯留施設
そ の 他	展望台・集会所・備蓄倉庫・放送施設・情報通信施設

市内でも、
「多摩川緑地公園」や
「多摩川児童公園」は
都市公園の中にテニス
コートや野球場などの
運動施設を設置・運用
しています。

運動施設は、都市公園法で定める「公園施設」の1つです。

運動施設率　＝　都市公園内の運動施設の敷地面積の総計　÷　都市公園の敷地面積

5　施設を整備する用地の概要

●位置
調布市西町
（味の素スタジアムの南東側）

●面積
約6ヘクタール（6万平方メートル）

●地形・矩形
南北約180m～約300m，
東西約200m～約250mの平坦地

●現況
国が所有し一般利用には供されていません。（関係者等以外は立ち入り不可）

●立地特性

・市の西部に位置しています。
・近隣には，味の素スタジアムや京王アリーナTOKYO，調布基地跡地運動広場があり，多摩地域の一大スポーツ拠点を形成し、この「武蔵野の森地区」は、神宮外苑、駒沢、臨海各地区と並び、東京における4大スポーツクラスターを形成しています。
・当該エリアは各種競技大会や地域スポーツの拠点，大規模イベントの会場として，地域の活性化やスポーツを通じたまちづくりの中核を担っています。

6　基本計画における留保地を活用した施設整備に関する基本的な考え方

令和７年１２月に策定した**調布基地跡地留保地施設整備基本計画**に基づき、市における関連計画や社会情勢の変化に合わせて、市民がトップスポーツチームをより身近に感じられるようになるほか、市民の交流や新たな活動場所の創出につなげるＦＣ東京からの提案を踏まえ、地域に開かれ市民に親しまれる多機能な空間として、防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園整備を目指すこととしています。

●ポイント

（1）調布市都市計画マスタープランや公共施設マネジメントの基本方針を踏まえた取組の推進

（2）市民利用に留意した取組の推進

（3）都市公園の多面的な機能の推進

（4）スポーツ資源を活用したにぎわいの創出･交流の促進につなげる取組の推進

（5）調布市地域防災計画を踏まえた防災機能の確保

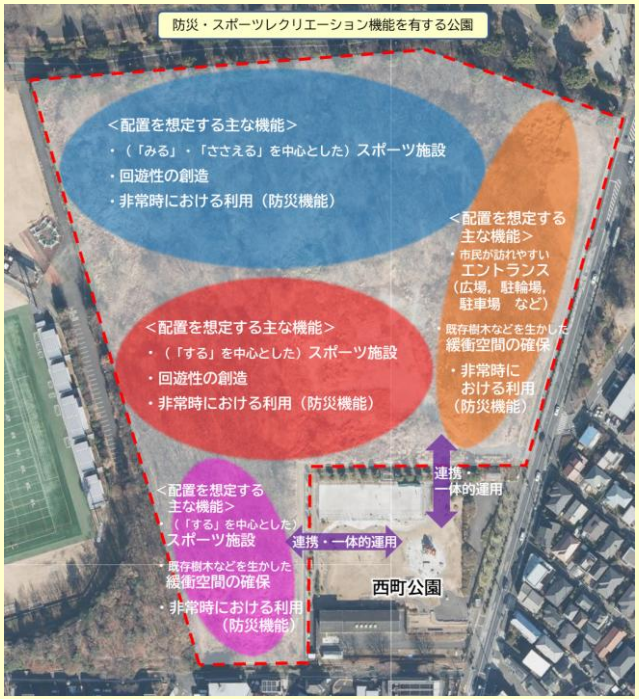

【施設ゾーニング図】

※ 調布基地跡地留保地施設整備基本計画から抜粋

【施設配置図（通常時）】

【機能配置図（災害対応時）】

7　条例の改正内容

改正の目的

新たに整備する「(仮称)調布市防災・スポーツレクリエーション公園」は、スポーツ施設の利用状況を踏まえ、市民ニーズに基づくテニスコートや多目的コート等の運動施設を整備し、併せて、市と包括連携協定を締結するFC東京の練習拠点を一体的に整備することから、**運動施設の敷地面積が100分の50を超える計画**となっています。

こうした運動施設の整備とともに、この都市公園には、子ども・若者向けの大型複合遊具や親水機能をはじめ、中高年代向け健康遊具や誰もが利用できるインクルーシブ遊具等の整備、地域防災力の増強を図る防災備蓄倉庫を整備するほか、公園利用者の利便性向上を図るため、駐車場を整備し(市の公園では唯一)、喫茶スペースを設けることも検討しています。

さらに、西町公園との一体的な整備により、園路でつなげて回遊性を高め、都市公園としての多様な機能・役割に供する公園施設を整備することにより、市内でも有数の規模を誇る新たな都市公園の創出を図るものです。

以上のことから、運動施設率の上限を緩和しても、都市公園の多面的な機能を確保できる計画であり、基本計画に基づき、防災・スポーツレクリエーション機能を有する公園整備を進めるため、運動施設率の上限を100分の70に改正するものです。

都市公園条例第3条の7(運動施設の敷地面積の上限)

現在の基準

都市公園の敷地面積の50%

改正(案)

都市公園の敷地面積の70%

上限緩和の対象は
「(仮称)調布市防災・スポーツレクリエーション公園」に限定。

8　土地利用構想図（※現在設計中であり、こちらに示す率は現時点の想定です。）

■運動施設率算定表

施設名	面積(㎡)	
運動施設棟＋天然芝フィールド＋芝管理倉庫	25199	
人工芝グラウンド＋公園管理棟＋多目的コート(膜屋根含む)	14558	
テニスコート	1930	
合計	41687	・・・A
運動施設率対象敷地面積=60075.98+241.36=	60317.34	・・・B
運動施設率＝A/B×100＝	69.11279576	
∴	69.12%	

■凡例

運動施設率算定上の敷地

運動施設

運動施設率算定図_260618
S=1：1400，1：1.25 (A3)

運動施設率69.12%　＝　都市公園内の運動施設の敷地面積の総計41687㎡　÷　都市公園の敷地面積60317.34㎡
（天然芝フィールド、芝管理倉庫、（仮称）運動施設棟、人工芝グラウンド、公園管理棟、多目的コート、テニスコート）

9 スケジュール

●施設整備に関する想定スケジュール

現在想定する事業スケジュール

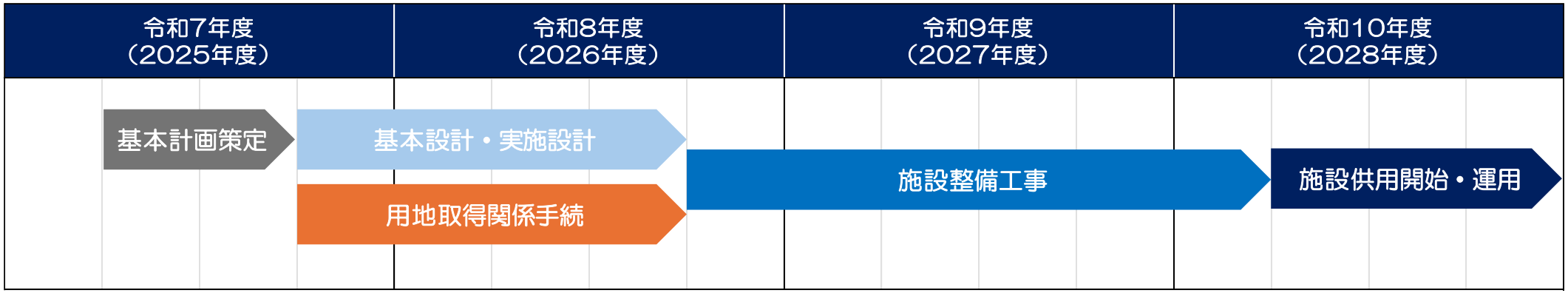
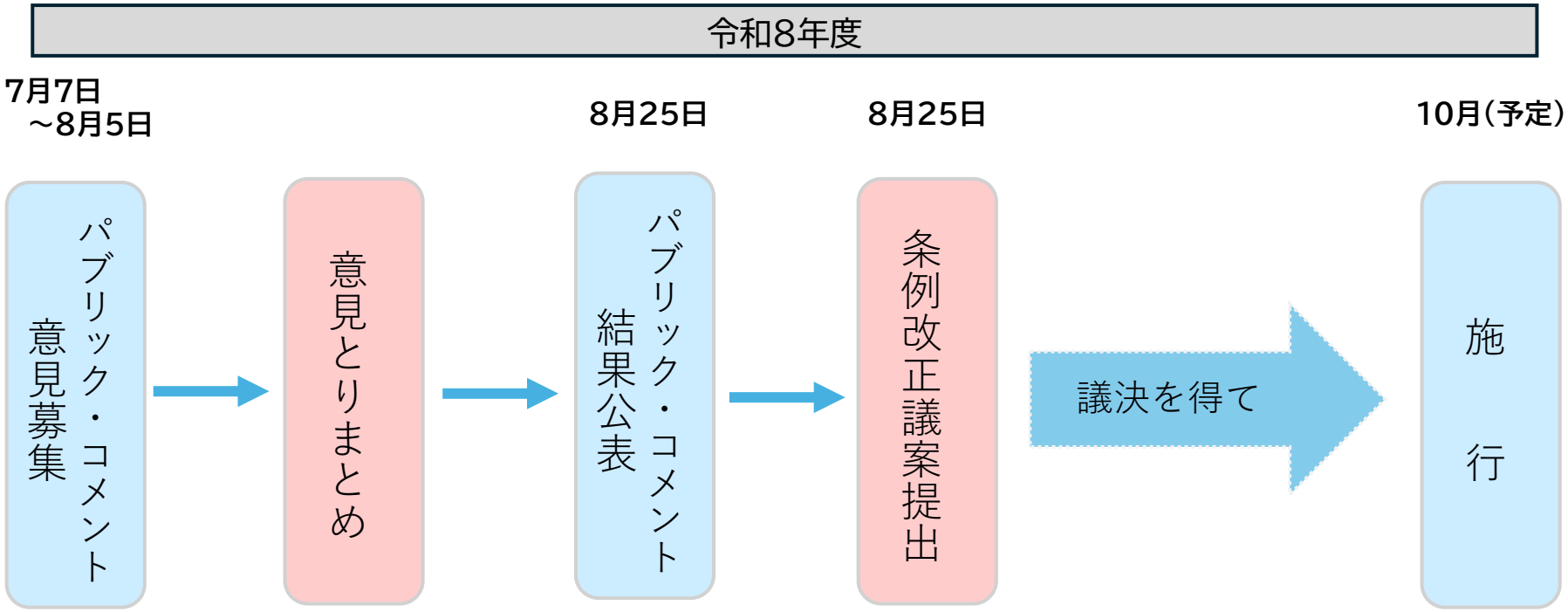
●条例改正までのスケジュール（案）